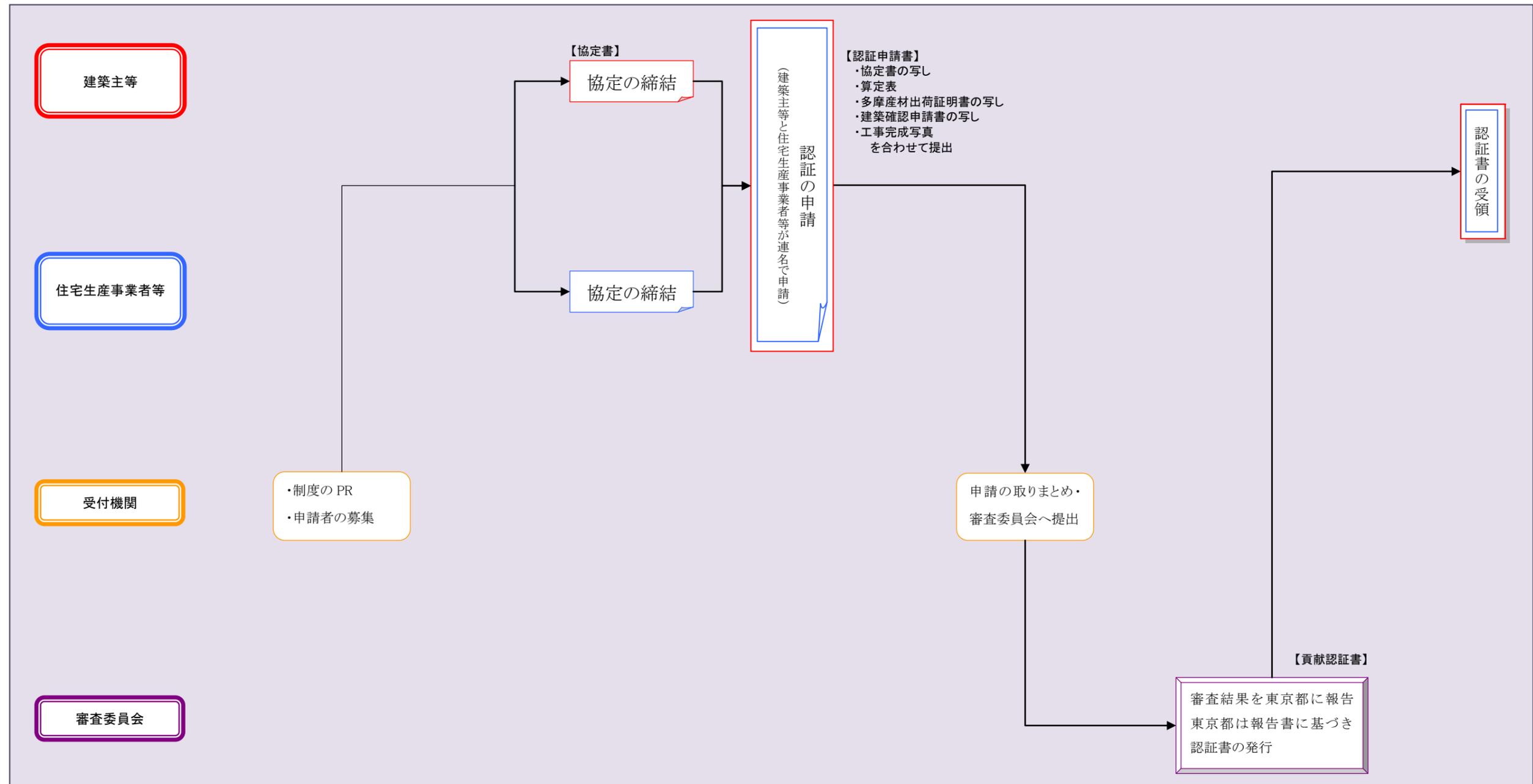


## 建築物等による二酸化炭素固定量認証制度の概要

**特徴** 多摩産材を利用して新築・改修した建築物等に固定されている二酸化炭素量を、東京都が認証する制度です。  
 建築主等には、二酸化炭素固定量を東京都が認証し、認証書を授与します。  
 住宅生産事業者等には、東京の森づくりへの貢献を東京都が認証し、認証書を授与します。

**制度を利用する方**

- ・多摩産材を利用して新築・改修した建築物等の建築主等及び住宅生産事業者等



※申請した内容から変更が生じたときは、「変更届出書」とともに変更後の申請書類等を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。